

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（1）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

- ・ 現在、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には、JASTPROコードまたは税関発給コードを入力しているが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、更改後は「法人番号」を入力することとする。また、法人番号導入に伴い、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」のあり方についても検討する。

詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様
1. 法人番号の利用	第6次NACCSにおける輸出入申告業務等においては、原則として「法人番号」を輸出入者コードとして使用する。なお、法人番号を利用する場合の輸出入者コード体系については、「法人番号（13桁）+枝番（4桁）」とする。
2. JASTPROコード等の暫定利用	<p>既存の輸出入者コードの利用については、以下のとおり限定的に利用を可能とする。</p> <p>① JASTPROコード：法人番号と紐付けされた者、法人番号を持たない者又は個人に限る。</p> <p>② 税関発給コード：JASTPROコードと同等の扱いとする。</p>
3. コード管理	<p>輸出入者コードについては、目的別に以下の2つのデータベース（DB）を利用して管理する。</p> <p>① 輸出入者ファイル（以下「輸出入者F」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> → JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号（注）を管理（各コード間の紐づけを含む。）する。 → JASTPROコード又は税関発給コードの入力がなされた場合、紐づけ情報に基づき、法人番号へ自動変換（出力）する。（出力情報には変換後の法人番号が表示されるが、参考情報として入力したJASTPROコードも表示する。） → 法人名、住所等の英文情報を管理し、帳票出力時等における自動補完に利用する。 → 包括評価、包括保険、AEO等の利用可否情報の登録を行い、入力時のチェックとして利用する。 → 担保、口座の利用可否チェックに利用する。 → 「輸出入者情報照会（IIE）」業務において利用する。 <p>注：輸出入者Fへ登録する法人番号は、法人の社名、住所の英文情報があるものに限る。このため、輸出入者Fへの登録によって得られるNACCSの各種サービス機能を利用したい者は、あらかじめ法人の英文情報についてJASTPROに申し出る（有償）ことが必要となる。なお、現状におけるサービス機能とは、英文自動補完、評価、保険、口座、担保等の利用や、電子的に行われた食品衛生届、動植物検疫等に係る他法令確認等が該当する。ただし、第6次NACCSでは、法人番号が付与されている法人に係る評価及び担保に関しては、輸出入者Fに登録が無い場合でも、税関による登録を可能とする。（法人番号DBへ登録されていることは必須）。</p> <p>② 法人番号DB</p> <ul style="list-style-type: none"> → 国税庁から入手する法人番号を管理する。 → 入力時における法人番号の存在チェックのみに利用する。 → 新規業務「法人番号情報照会（IIE01）」業務において利用する。

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

4. 法人番号の紐づけ
 JASTPROコードと法人番号の紐づけ（1対1対応）作業については、今後（平成28年以降）、JASTPROにおいて実施（JASTPRO番号を保持する輸出入者から法人番号の情報を入手）する予定であり、税関発給コードについても税関において法人番号との紐づけ（1対1）作業を実施することから、当該作業の結果を輸出入者Fに登録することによって紐づけを管理する。当該紐づけを実施することによって、既存のJASTPROコードの入力が可能となり、英文による社名・住所の自動補完がなされる。
 また、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号のいずれかが入力された場合であっても、既存のJASTPROコード又は税関発給コードに関連付けられている包括評価、担保、口座等を継続して利用することが可能となる。

5. 識別符号の変更
 現在、特定の業務において入力が必要とされている「識別符号」について、第6次NACCSでは、識別符号の種別変更を行うとともに必須入力とする。

【識別符号】

現行：1. 個人から個人宛の荷物
 2. その他



第6次：1. 法人（法人番号を有する者）
 2. 法人番号を有しない者及び個人
 3. 不明

【入力チェック】

識別番号欄が未入力で、輸出入者コード欄に法人番号または、法人番号への変換が可能なJASTPROコードまたは税関発給コードが入力された場合は、識別符号欄に「1」を自動補完する。

識別符号欄 (入力)	輸出入者コード欄			
	法人番号	JASTPROコード/税関発給コード		入力無し (無符号)
		法人番号変換不可	法人番号変換可	
スペース	正常（1を補完）	エラー	正常（1を補完）	エラー
1	正常	エラー	正常	エラー
2	エラー	正常	エラー	正常
3	正常	正常	正常	正常

【対象業務】

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」 ※ 申告等種別を問わない
- ②「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」
- ③「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」 ※ 次期において入力項目を追加。
- ④「輸出申告事項登録（EDA）」 ※ 1：申告等種別を問わない。 ※ 2：次期において入力項目を追加。
- ⑤「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」 ※ 次期において入力項目を追加。

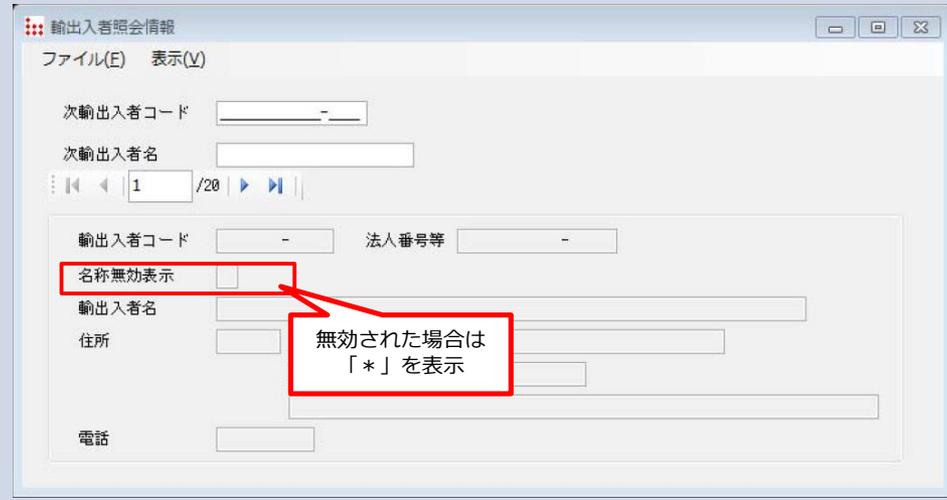
IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

6. 照会業務
- ①「輸出入者情報照会（IIE）」業務に一部仕様変更を実施する。
 - a. JASTPROコード、税関発給コードに加え、新たに「法人番号」による照会を可能とする。
 - b. 出力情報に「法人番号」欄を追加し、以下のとおり出力する。
- 輸出入者コード欄：JASTPROコード又は税関発給コードを出力
法人番号等欄：法人番号等を出力
- JASTPROコード、税関発給コードによる照会の際、紐づけされた法人番号情報がある場合に法人番号も出力する。一方、法人番号による照会では、紐づけされたJASTPROコード又は税関発給コードがある場合は、当該コードを出力する。
- 平成29年10月以降、税関発給コードについては更新作業が行われなかったため、社名変更が行われた場合は、国税庁が提供する法人番号の変更情報に基づき、輸出入者ファイル上で社名の無効化を行うこととしている。このため、IIE業務において、当該無効化が行われていることが確認可能となるよう、新たに「名称無効表示」欄を追加する。



IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（4）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

6. 照会業務
(続き)

- ② 「法人番号情報照会（IIE01）」業務を新規業務として新設し、法人番号による照会を可能とする。
 - a. 法人番号による照会を可能とする。（和名からの検索サービスは提供しない。）
 - b. 出力情報の詳細については、下表のとおりとする。

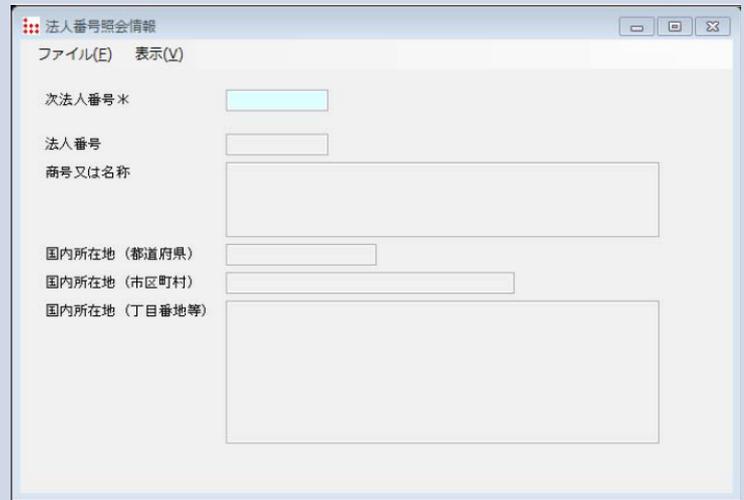
項目名	属性	桁数
法人番号	英数字	13
商号又は名称	日本語	150
国内所在地（都道府県）	日本語	10
国内所在地（市区町村）	日本語	20
国内所在地（丁目番地等）	日本語	300

c. 入力画面および照会結果画面は、次のとおりとする。

【入力画面】



【照会結果画面】



IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（5）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

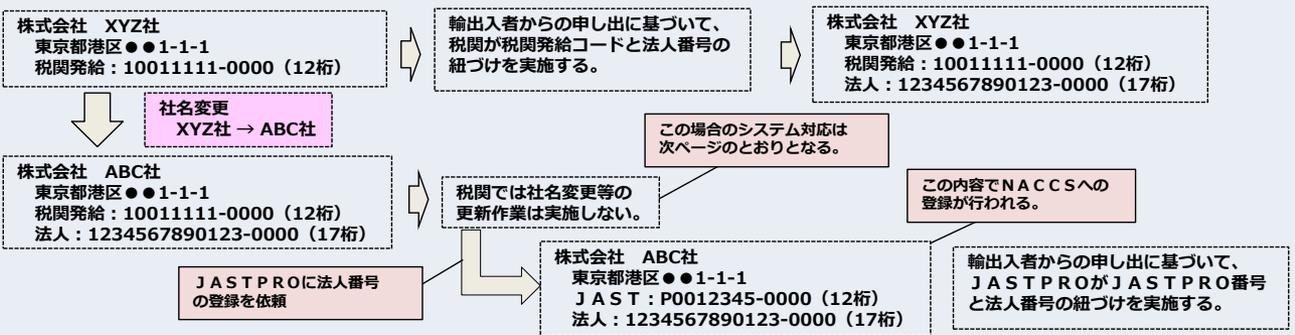
詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様
----	----------------

7. 法人番号入力対象業務および輸入者コード欄の桁数変更
 第6次NACCSで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務については、入出力欄の桁数を全て「13桁 + 4桁」の17桁に変更する。入力可能な輸出入者コードは、JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号のいずれも可能とするが、社名・住所等の自動補完は、輸出入者ファイルに登録されているコードの入力があつた場合のみとなる。
 注：海外仕出人・仕向人コードについては引き続き12桁とすることを予定している。

8. 税関発給コード
 平成29年10月以降における税関発給コードの取扱いは次のとおりとする。
 ① 既存の税関発給コードと法人番号の変換作業については、税関において実施する。
 ② 平成29年10月以降、法人番号を取得している者に対する新規コードの発給及び既存税関発給コードの更新作業（社名変更等）は実施しない。従って、社名、住所変更等が発生し更新作業が必要となった場合で引続き社名等の補完機能を希望する場合は、改めて法人番号の新規登録としてJASTPROを通じて手続きを行うことが必要となる。
 ③ なお、個人用及び海外仕出人・仕向人コードについては、税関発給コードを継続して発給する予定である。

1：法人番号を持つ法人に係る税関発給コードの取扱い



2：個人に係る税関発給コードの取扱い

山田 ●郎
東京都港区●●1-1-1

従前どおり、税関発給コードの発給が行われる予定。

3：海外仕出人等に係る税関発給コードの取扱い

Foreign Company
US CALIFORNIA ...

- ・個人に係る税関発給コード例：C1000123456789 (13桁)
- ・海外仕出人等に係る税関発給コード：100123450000 (12桁)
- ※ 現在、個人に発給している税関発給コードについては、税関において13桁に変換する。

IX 詳細仕様検討結果

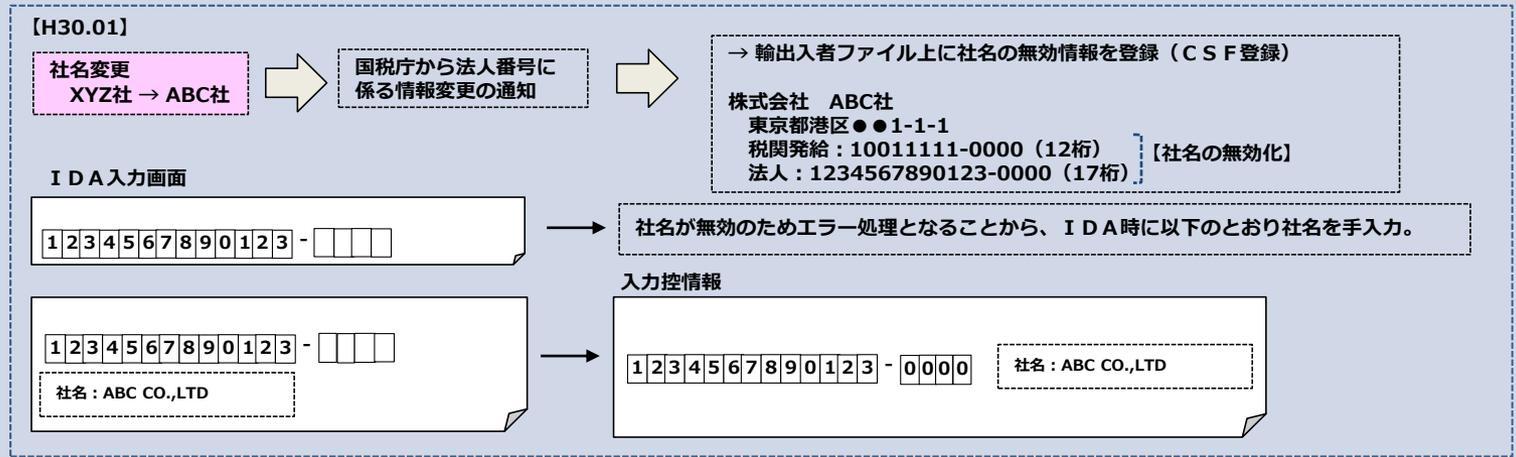
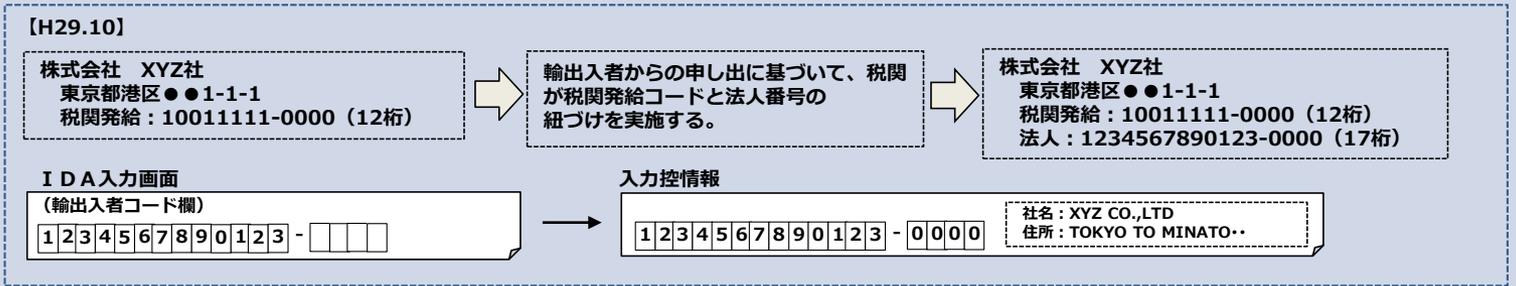
共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（6）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

8. 税関発給コード
(続き)

4 : 税関発給コード変換後の法人番号に社名変更が発生した場合のシステム処理



社名変更後に社名等の自動補完を希望する場合は、JASTPROに対して法人番号に係る情報登録の申し出を行う必要がある。

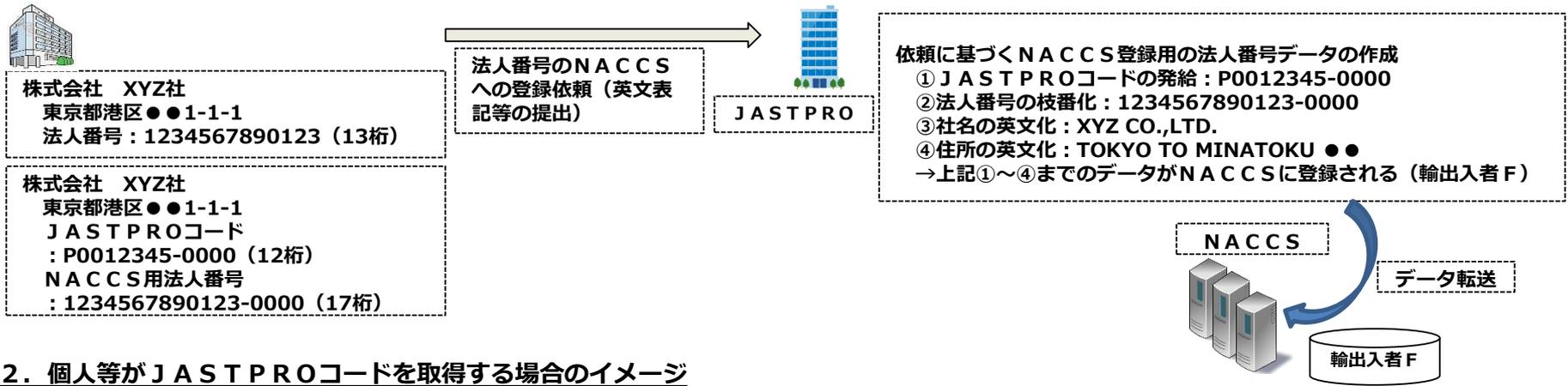
IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（7）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

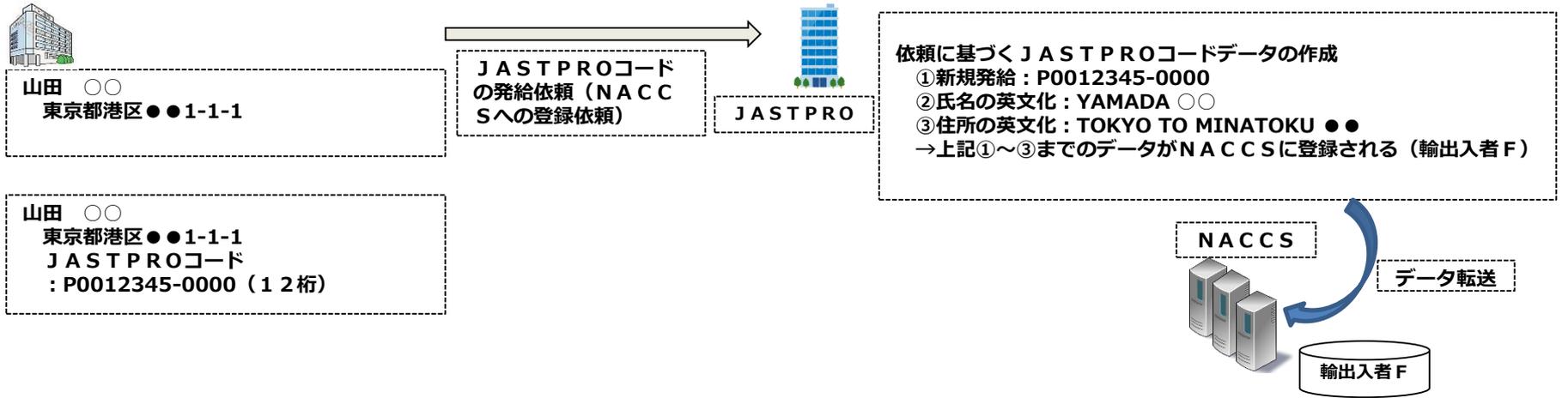
詳細仕様検討結果

【JASTPROに対する手続きイメージ】

1. 法人番号をNACCSの輸出入者ファイルへ登録するためのイメージ



2. 個人等がJASTPROコードを取得する場合のイメージ



IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（8）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

【入力等整理表（法人の場合）】

利用する輸出入者コード	入力コードの条件				入力可否	法人番号変換処理	存在等 チェック	英文自動補完	社名等手入力	評価担保	口座・ 包括保険	社名・住所の更新	備考
	法人番号	J A S T P R O コ ー ド	J A S T P R O コ ー ド	税関発給									
法人番号 【13桁】 例：1234567890123	入力	無	無	—	可	—	法人番号 DB	無	要	利用 可能	利用 不可	—	・評価／担保については、法人番号に直接登録することにより利用可能。 ・口座・包括保険を利用する場合は、JASTPROを通して法人番号および英語の社名および住所の登録が必要。
法人番号 【13桁】 例：1234567890123（13桁）	入力	有	—	有	可	—	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	
【17桁 = 13桁 + 4桁（枝番）】 例：1234567890123-0000	入力	—	有	有	可	—	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	不可	・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必須。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をJASTPRO経由で行うことが必要。
JASTPRO 【8桁】 例：P0012345	有	入力	—	有	可	有	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	
【12桁 = 8桁 + 4桁（枝番）】 例：P0012345-0000	有	入力	—	無	不可	—	輸出入者 ファイル	—	—	—	—	可	・法人番号との紐づけが無い場合、JASTPROコードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。 ・社名・住所の更新は、JASTPROコード上の登録情報のみ可能。
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000	有	—	入力	有	可	有	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	不可	・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必須。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をJASTPRO経由で行うことが必要。
				無	不可	—	輸出入者 ファイル	無	—	—	—	—	・法人番号との紐づけが無い場合、税関発給コードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（10）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例】

パターン1：JASTPROコード/税関発給コードと法人番号の紐づけが行われている場合

株式会社 ABC本社
東京都港区●●1-1-1
JAST : P0012345-0000 (12桁)

株式会社 ABC 大阪支店
大阪府大阪市港区●●1-1-1
JAST : P0012345-1111 (12桁)

株式会社 ABC本社
東京都港区●●1-1-1
JAST : P0012345-0000 (12桁)
法人 : 1234567890123-0000 (17桁)

株式会社 ABC 大阪支店
大阪府大阪市港区●●1-1-1
JAST : P0012345-1111 (12桁)
法人 : 1234567890123-1111 (17桁)

輸出入者からの申し出に基づいて、
JASTPROがJASTPROコード
と法人番号の紐づけを実施する。

IDA入力画面（輸出入者コード欄→17桁に変更）

JASTPROコード8桁を入力した場合（識別符号）

P0012345 - 1

JASTPROコード枝番を含む12桁を入力した場合

P00123451111 - 1

法人番号13桁を入力した場合

1234567890123 - 1

法人番号枝番を含む17桁を入力した場合

1234567890123 - 1111

1を自動補完（入力不要）

枝番を含め
左詰で入力

NACCS



法人DB

輸出入者F

輸出入者Fの紐
づけ情報に基づ
きコード変換等
を実施

必要がある場合を除き、枝番
の入力は不要。

入力控情報

入力控にはIDAで入力した
JASTPROコードも参考
情報として出力

1234567890123 - 0000

社名 : ABC CO.,LTD
住所 : TOKYO TO MINATO..

1234567890123 - 1111

社名 : ABC CO.OSAKA,BR.
住所 : OSAKA SHI MINATO..

1234567890123 - 0000

社名 : ABC CO.,LTD
住所 : TOKYO TO MINATO..

1234567890123 - 1111

社名 : ABC CO.OSAKA,BR.
住所 : OSAKA SHI MINATO..

注：上記においてJASTPROコードにかえて税関発給コードを入力した場合も、同様の処理となる。

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（12）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（続き）】

パターン3：輸出入者ファイルに法人番号の登録が無い場合

株式会社 ABC本社
東京都港区●●1-1-1
法人：1234567890123（13桁）

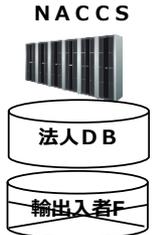
IDA入力画面

(識別符号)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	-					1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO..

輸出入者Fに登録が無いため、
全て入力が必要となる。



入力控情報

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	-	0	0	0	0	社名：ABC CO.,LTD 住所：TOKYO TO MINATO..
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

- ・法人DBによる法人番号の存在チェック有り
- ・社名／住所の自動補完無し
- ・包括評価、担保は法人番号での登録が行われるまでの間、利用不可
- ・口座、包括保険等は新規にJASTPROコードを取得し、輸出入者Fに当該JASTPROコード及び法人番号の登録が行われるまでの間、利用不可

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（14）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

【法人番号利用時に社名等の手入力を行った場合の識別表示】

法人番号入力時に社名等の英文が自動補完されなかった場合、手入力により社名等を入力することとなるが、当該手入力を行ったことが入力控上で容易にわかるよう、「輸入者名入力識別」欄を出力し「*****」を表示する。なお、当該欄は、現在入力控上は表示されていない「利用者整理番号」欄（注）を流用することとする。（注）「利用者整理番号」欄は申告控にのみ出力される項目。

入力控（例）

The screenshot shows a software interface for 'IDC 輸入申告' (IDC Import Declaration). The '輸入者' (Importer) section includes fields for '住所' (Address), '電話' (Phone), and '税関事務管理人' (Customs Officer). The '輸入者名入力識別' (Importer Name Input Identification) field is highlighted with a red box. Below this, there are sections for '仕出人' (Shipper) and '担保額' (Guarantee Amount). The bottom part of the form contains '記事(税関)' (Notes) and '荷主Ref No.' (Shipper Reference Number).

対象業務

業務コード	出力情報
E D A	輸出申告等入力控情報
E D A 0 1	輸出申告等変更入力控情報
E A A	輸出許可内容変更申請入力控情報
I D A	輸入申告等入力控情報
I D A 0 1	輸入申告等変更入力控情報
M W A	石油製品等移出（総保出）輸入申告入力控情報
M W A 0 1	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更入力控情報
T K A 0 1	一括特例申告入力控情報
C C B	通関士審査内容（輸入申告等）情報
	通関士審査内容（石油製品等移出（総保出）輸入申告）情報
	通関士審査内容（一括特例申告）情報
	通関士審査内容（輸出申告等）情報

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（15）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

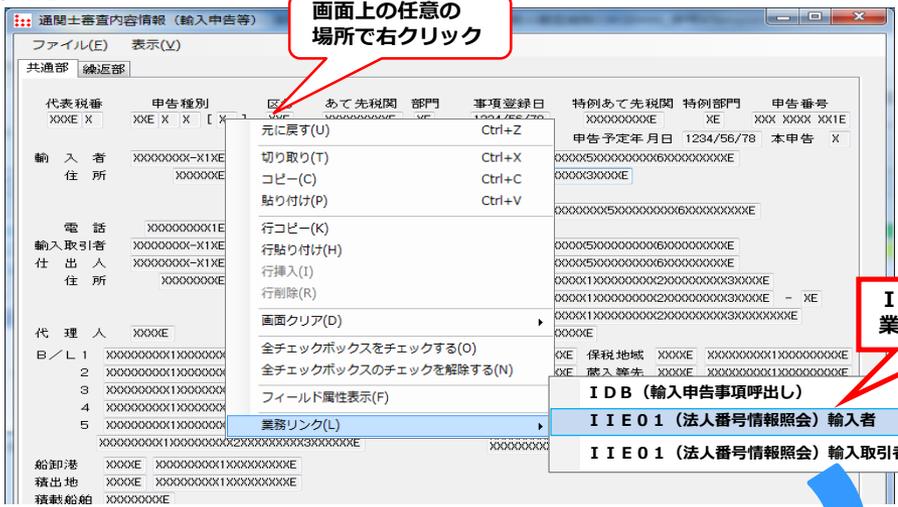
詳細仕様検討結果

【「法人番号情報照会（IIE01）」業務のリンク機能】

通関士審査等において入力控画面から輸入者名等の確認を可能とするため、「通関士審査（CCB）」業務、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の出力情報において、「法人番号情報照会（IIE01）」業務へのリンク機能を構築する。

例) 業務リンク: CCB ⇒ IIE01

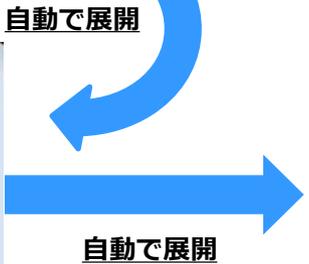
(CCB画面)



(IIE01照会結果画面)



(IIE01入力画面)



詳細仕様検討結果

財務省関税局・税関

平成29年10月から、税関長に提出する 輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における 「法人番号」を記載していただく予定としております。

- ▶ 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。
(※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。
(参考1) 「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。
(参考2) 輸出入申告以外の税関手続についても、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。
- ▶ JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバーHP

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

注意:マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。

IX 詳細仕様検討結果

共通

航空
海上

第16回
WG

基本
IV-6-2

マイナンバー（法人番号）に係る対応 -参考 2-

詳細仕様検討結果

参 考

- 平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「番号法整備法」という。）が公布
⇒番号法整備法において「国税通則法第124条」を以下のとおり改正

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、**調書**その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所及び**番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）**を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 （略）

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

- 平成27年4月3日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」が公布
⇒ マイナンバー法の施行期日は平成27年10月5日とし、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日は平成28年1月1日とする。
- 輸出入申告において申告すべき事項は、関税法施行令第58条（輸出申告の手続）、第59条（輸入申告の手続）に規定されており、申告事項のうち「住所」等は「その他参考となるべき事項」として関税法基本通達、税関様式基本通達において規定されている。

IX 詳細仕様検討結果

共通 航空 第11回 基本 S I R業務等の利用方法の見直し（1）
海上 WG IV-6-3

・「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務等の後続業務での利用方法について関係者間で協議を行い見直しを図る。

詳細仕様検討結果

海上			
項番	項目	サブWG検討結果	参照
【SIR業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
①	SIR業務と後続業務との業務フローの再整理	・海上における輸出については、B/L関連と申告関連を別の業務フローとして整理する。	P77～P78
		・B/L関連については、SIRをACLの上流情報と位置付け、SIRの項目はACLの項目に原則として合わせる。（SIRをACLの先行業務として必須化するものではない。）	—
		・申告関連については、ECR-EDA（一部：IVA-IVB-EDA）を基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。	—
		・ただし、SIRの情報のうち、ECR、IVAに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。（IVA業務時にSIR業務から情報を呼出す新規機能を追加）	—
②	SIRと船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	・「ブッキング情報登録（BKR）」業務の項目のうち、SIR業務に流用可能な項目は呼出しを可能とする。	—
		・「ブッキング情報登録（BKR）」業務の先行業務として「船腹予約登録（BRR）」業務を新設する。	船腹予約業務のシステム化参照
【SIR業務の入力項目について後続業務との関連を踏まえて整理】			
③	BKR/SIR/ECR/IVA/EDA/ACL等の関連業務における項目の検討	・項目内容の統一化を図るため、各業務において項目追加および見直しを図る。	個別の業務間マッピング表
		・マッピング表を作成、項目遷移の整理及び項目内容の統一化を図る。	
【IVA業務の見直し】			
④	IVA業務の位置づけと情報連携の強化	・IVA業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。（商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用としての利用は引き続き視野に入れる。）	—
		・PAA（Pan Asian e-Commerce Alliance）*フォーマットへの準拠は継続する。	—
		・SIRの項目のうちIVAで利用可能な項目については、呼出しを可能とする。（新規機能）	—
		・IVA業務の荷主以外の利用について、通関業を可能とする。（運用面の整理は継続検討とする。）	—

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-6-3	S I R業務等の利用方法の見直し（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

海 上

項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	参照
【 I I R業務】			
⑤	I I R業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ I I R業務は、後続業務との連携を一部実施する。 ・ I I R業務で荷主から送信される「荷主リファレンス番号」「荷主セクションコード」について、I D A業務で流用（呼出し）可能となるよう I D A業務の入力項目に追加する。 	—
			—

航 空

項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	参照
【 E I R業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
⑥	E I R業務と後続業務との業務フローの再整理	・ E I Rの情報のうち、I V Aに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とすることを検討したが、第6次N A C C Sでは見送りとする。	—

【 I V A業務の見直し】

⑦	前記海上④に同じ	前記海上④に同じ（ただし、I V Aにおける呼び出し可能化は除く。）	④に同じ
---	----------	------------------------------------	------

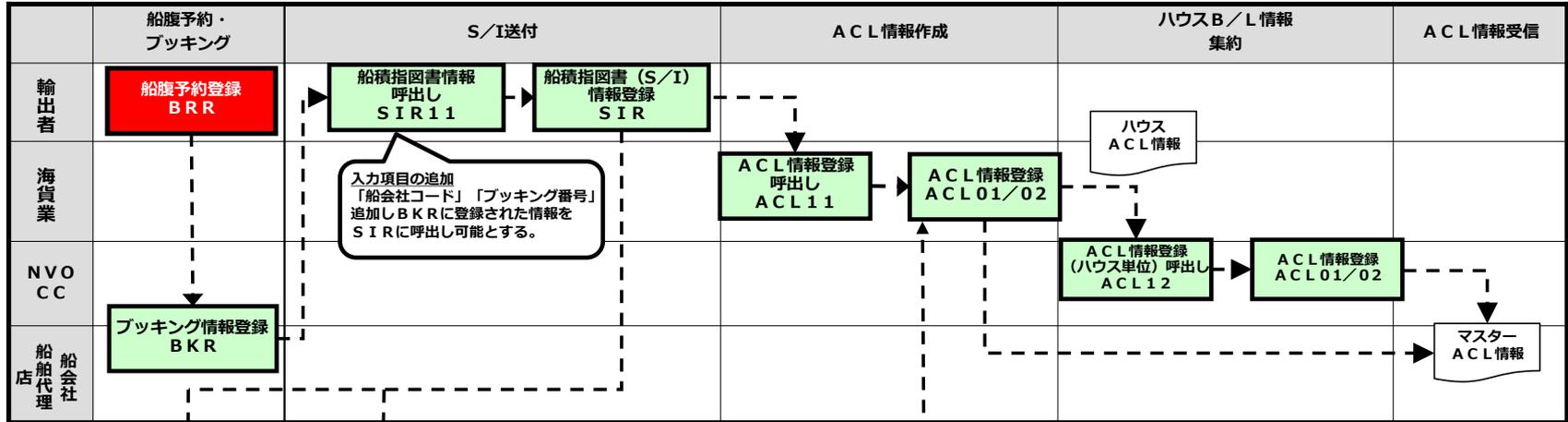
そ の 他

項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	参照
【業務の統廃合】			
⑧	S I R業務とE I R業務の統合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ S I R業務とE I R業務の統合について、第6次N A C C Sでは見送りとする。 ・ 現行S I R業務を廃止し、現行S I R 0 2業務を 新S I R業務とする。 ・ 現行E I R業務を廃止し、現行E I R 0 2業務を新E I R業務とする。 ・ 現行I V A業務を廃止し、現行I V A 0 2業務を 新I V A業務とする。 	—
			—
			—
			—

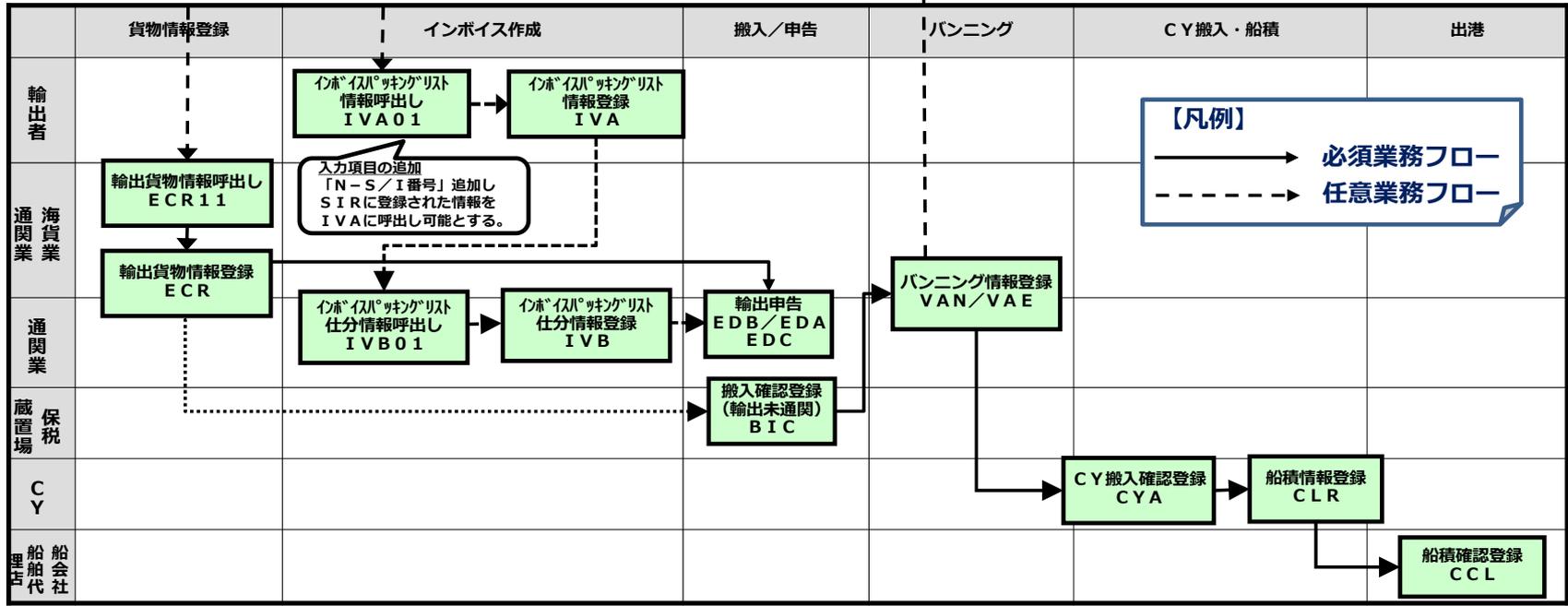
IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

(B/L作成関連フロー)



(申告関連フローおよび貨物業務フロー)



IX 詳細仕様検討結果

共通

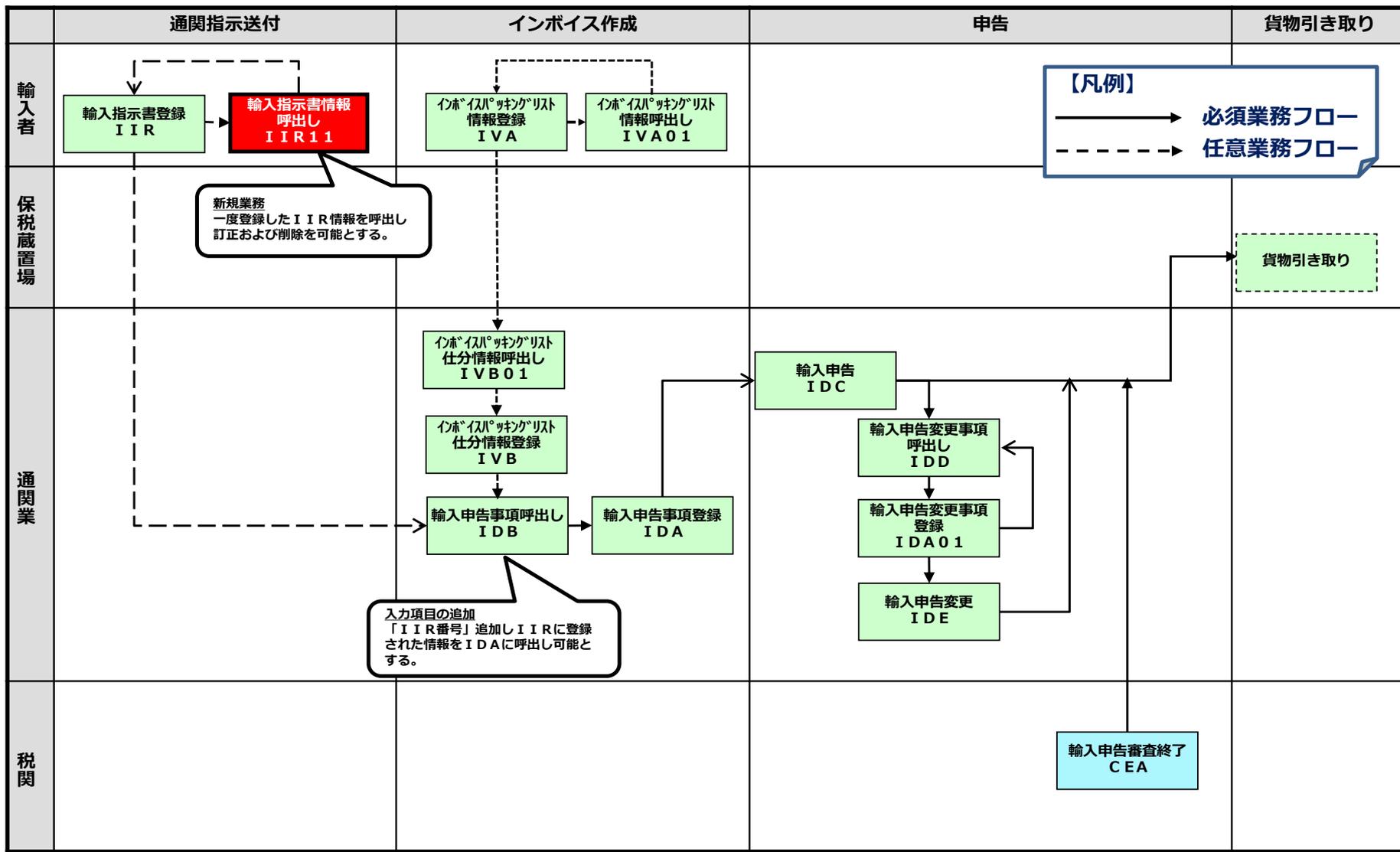
航空
海上

第11回
WG

基本
IV-6-3

S I R業務等の利用方法の見直し（4）

詳細仕様検討結果



IX 詳細仕様検討結果

共通貨物	航空海上	第10回WG	基本IV-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（1）
------	------	--------	--------	--------------------------

- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする。（海上／航空システム間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供する。）

詳細仕様検討結果

- NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、航空貨物を海上システムで処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、本来のメリットが損なわれる状況となっている。
- 現在、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。



- 海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとする。
- イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。
 - 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
 - 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

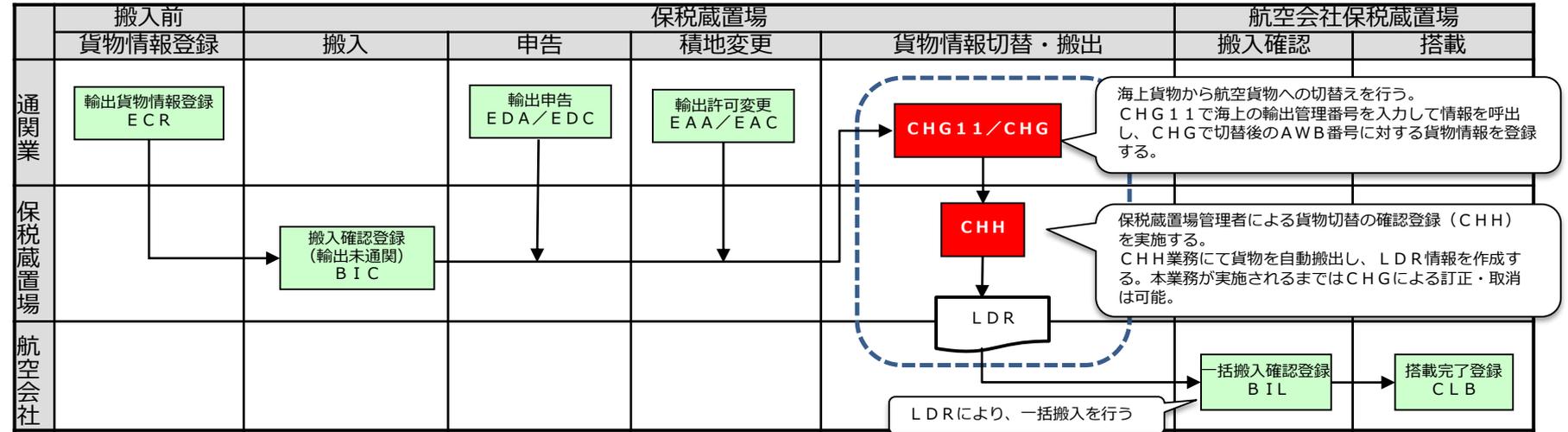
海上／航空システム間で情報連携を行うための 新規業務の概要（業務フローは次頁を参照）

業務コード等	CHG11：貨物情報切替登録呼出し（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録時の呼出し ：海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ② 訂正・取消の呼出し ：CHG業務にて登録した航空貨物（B/L番号）を入力し、情報を呼出す。
業務コード等	CHG：貨物情報切替登録（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録 ：輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については『貨物情報切替確認情報（CHH）』業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ② 訂正 ：CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正可能。 ③ 取消 ：輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	CHH：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主な機能	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。

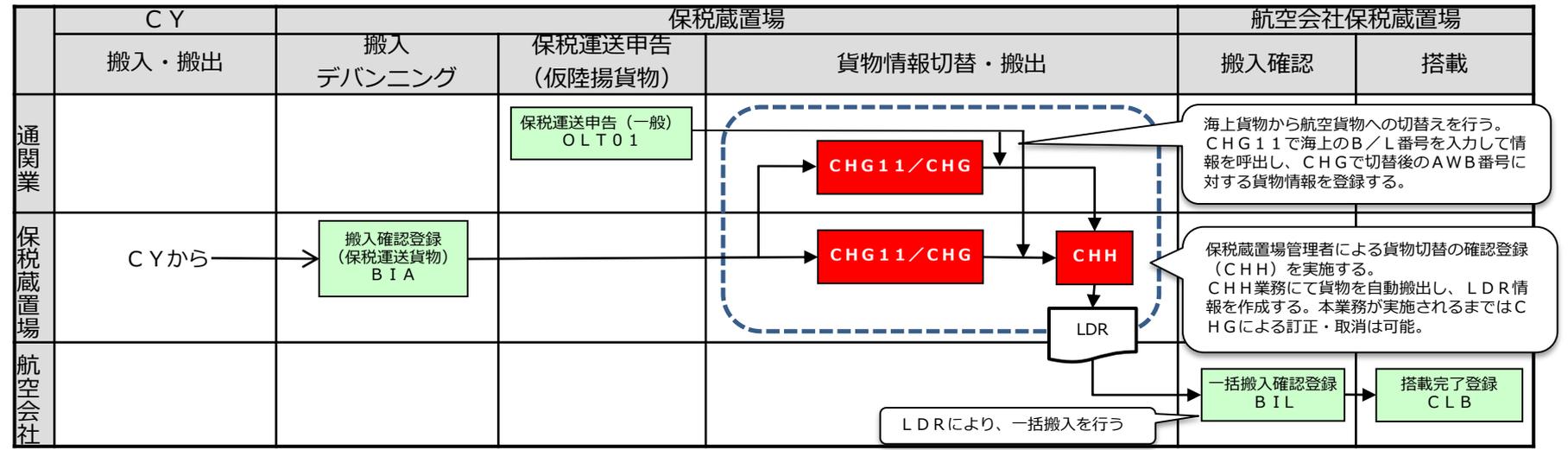
IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合



② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合



IX 詳細仕様検討結果

貨物共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（1）
------	----	--------------	----	------------------	----------------------

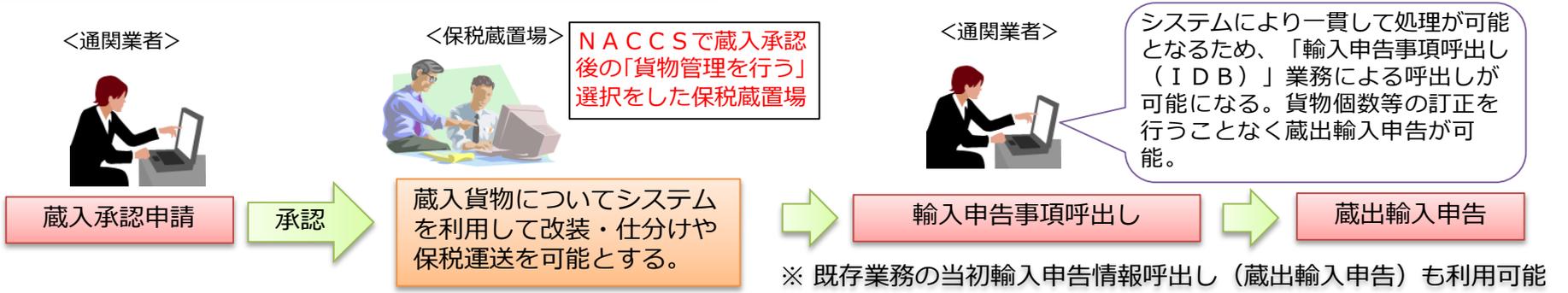
- ・ 蔵入承認申請済 又は 移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

1. 蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。
2. 移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。
3. 後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報DBにおいて管理を行う。
4. 保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてNACCSで蔵入承認後の貨物管理を ①「行う」、或いは、②「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報DBにおける管理を行い、後続業務を可能とする。
なお、当該選択については、あらかじめNACCSに登録を行うことを必要とする。
5. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。
① 蔵入承認済貨物に関する搬出入 ② 蔵入承認済貨物の改装・仕分け ③ 蔵入承認済貨物情報の呼出し
④ 蔵入承認済貨物の保税運送申告 ⑤ 蔵入承認済貨物情報の照会
6. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

【 ※ 3.～6. については、仕様の一部変更・新規追加 】

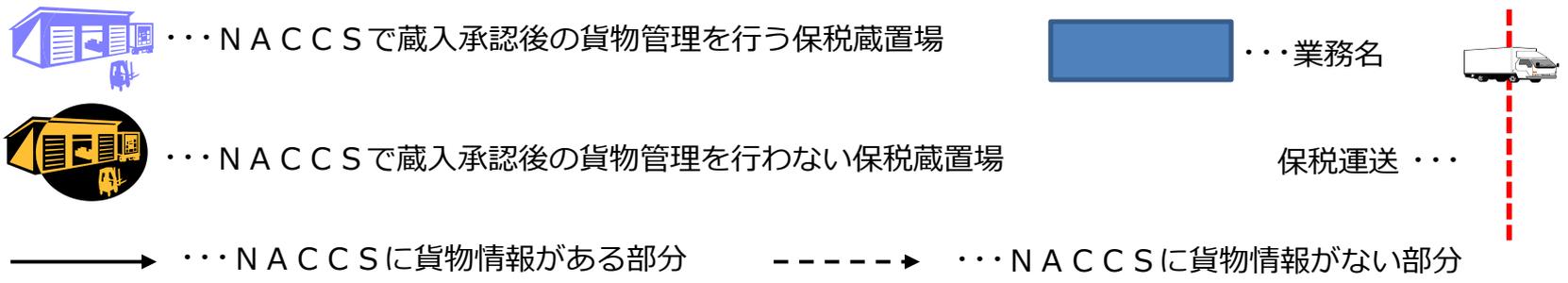
蔵入承認後におけるシステム処理イメージ



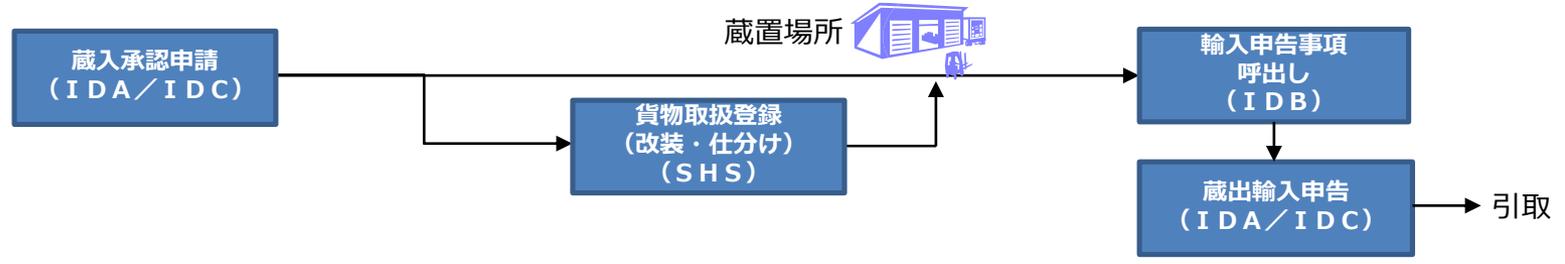
IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

(凡例)



① 蔵入承認 (併せ運送なし) (貨物管理あり)



② 蔵入承認 (併せ運送なし) (貨物管理なし)

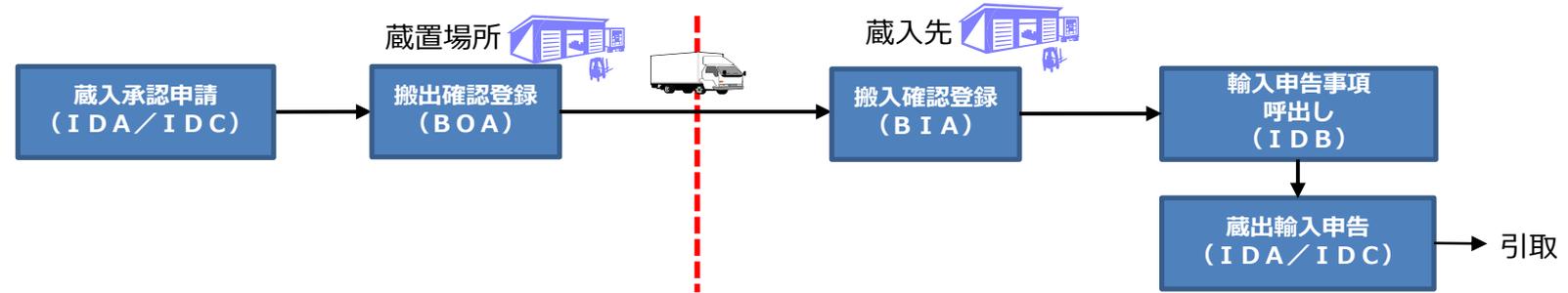


IX 詳細仕様検討結果

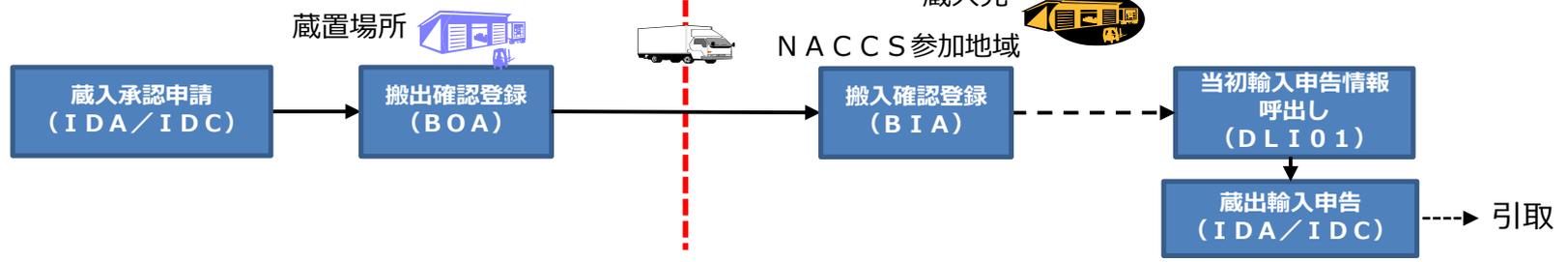
貨物 共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化 (3)
----------	----	-----------------	------------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

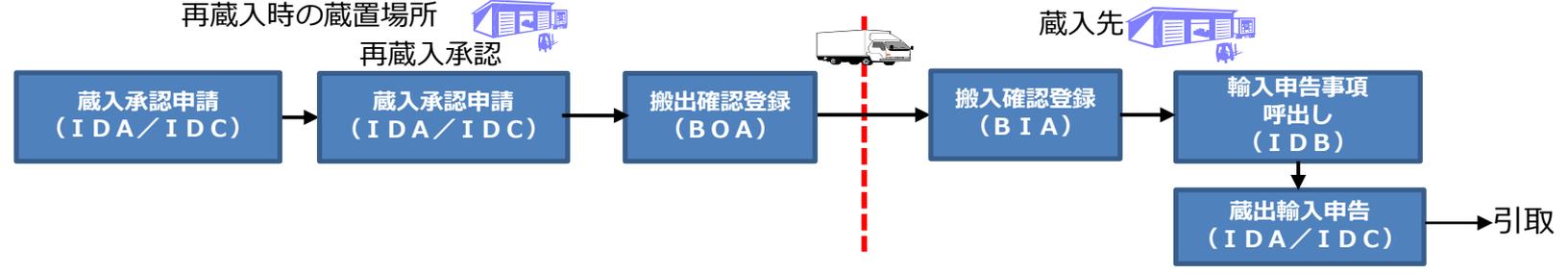
③ 蔵入承認 (併せ運送兼用) (貨物管理あり → あり)



④ 蔵入承認 (併せ運送兼用) (貨物管理あり → なし)



⑤ 再蔵入承認 (併せ運送兼用) (貨物管理あり → あり)



IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

